

令和6年度 東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施の
ための研修案内
(制度の概要)

令和6年4月

東京都福祉局

1 経緯と社会福祉士及び介護福祉士法の改正（平成24年4月1日施行）

（1）改正までの経緯

たんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）は医行為に該当し、医師法等により医師または看護職員のみが実施可能な行為です。

しかし、医療的ケアが必要な利用者の増加に対応するべく、一定の条件（※1）の下で、当面やむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却（※2））として、厚生労働省医政局長通知（表1）に基づき、介護職員等の実施が容認されてきました（表2）。

※1 一定の条件とは、「①本人との同意を書面で得ていること」、「②医療関係者による的確な医学的管理があること」、「③医行為の水準が確保されていること」、「④施設・地域の体制が整備されていること」等の要件を満たしていること。

※2 実質的違法性阻却とは、「ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却される」という考え方のこと。

表1 厚生労働省医政局長通知

	対象	通知名
①		A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について (平成15年7月17日医政発0717001号)
②	在宅	在宅におけるA L S以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて (平成17年3月24日医政発第0324006号)
③	特別支援学校	盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて (平成16年10月20日医政発第1020008号)
④	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて (平成22年4月1日医政発0401第17号)

表2 厚生労働省医政局通知で認められている行為

		在宅 (療養患者・障害者)	特別支援学校 (児童生徒)	特別養護老人ホーム (高齢者)
対象範囲	たんの吸引	口腔内 (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔	○	○
		気管カニューレ内部	○	—
	経管栄養	胃ろう	—	○ (胃ろうの状態確認は看護師) (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護師)
		腸ろう	—	○ (腸ろうの状態確認は看護師)
		経鼻	—	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)
根拠通知		表1の①及び②	表1の③	表1の④

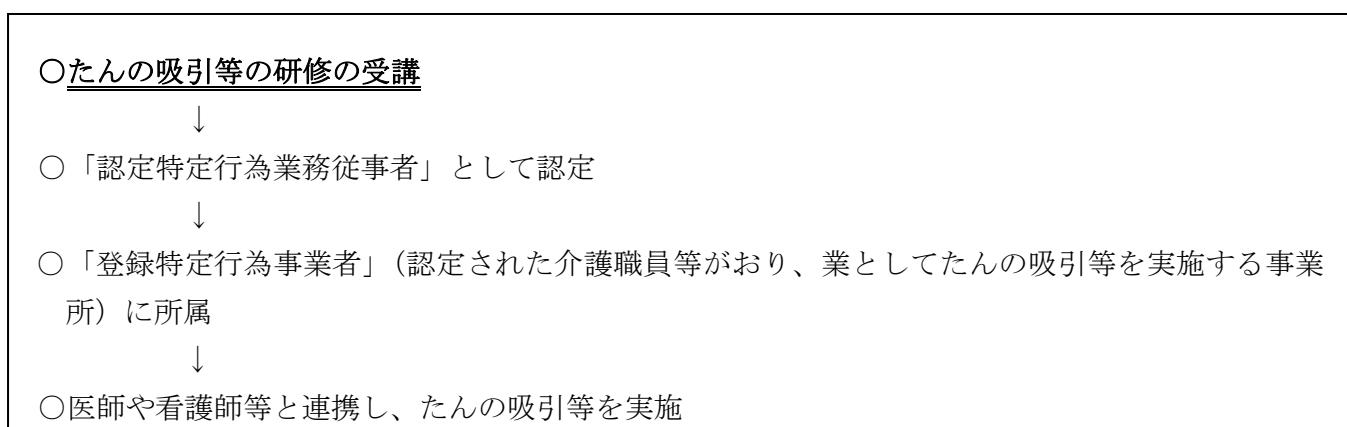
※行為の実施にあたっては、それぞれ要件等が定められています。

(2) 平成24年4月1日(法施行日)以降

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の研修を受けた介護福祉士及び介護職員等は、以下のような流れで、たんの吸引等の行為を実施できるようになりました。

また、前ページ表1の通知に基づいて、たんの吸引等を実施している介護職員等（実質的違法性阻却により実施している者）については、経過措置対象者として、都から「認定特定行為業務従事者」として認定を受けることにより、改めて研修を受講しなくとも、これまで実施してきた範囲（特定の者に対する、特定の行為の範囲）であれば、引き続きたんの吸引等の行為を行うことができます。

＜介護職員等がたんの吸引等の行為を実施できるようになるまでの流れ＞



2 研修について

(1) 目的

在宅や高齢者施設、障害者支援施設等において、たんの吸引等を必要とする利用者に対して、介護職員等が医師・看護師と連携しながら、たんの吸引等を行うための研修です。

(2) 概要

○「不特定多数の者」対象研修（第1号、第2号研修）

- ・対象：主に特別養護老人ホーム等の施設で、不特定かつ多数の利用者に対して
たんの吸引等を実施する介護職員等
- ・内容：基本研修（講義50時間＋シミュレーター演習）と実地研修
- ・修了者：不特定かつ多数の利用者に対して、研修を修了した行為について実施可
- ・対象行為：たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
⇒複数の職員が、複数の利用者に、たんの吸引等を実施する場合の研修です。

「第1号研修」

修了する行為：たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

「第2号研修」（※1）

修了する行為：たんの吸引（口腔内、鼻腔内気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）のうちいずれか任意の行為

○「特定の者」対象研修（第3号研修）

- ・対象：主に在宅等で特定の個人に対して、たんの吸引等を実施する介護職員等
- ・内容：基本研修（講義8時間＋演習1時間）と実地研修
- ・修了者：特定の個人に対して、研修を修了した行為のみ実施可（※2）
- ・対象行為：たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
⇒個別的な関係性を重視する利用者に、たんの吸引等を実施する場合の研修です。

※ 研修を修了した利用者に対してのみ、研修で修了した行為を実施することができます。それ以外の利用者に対してたんの吸引等を実施する場合は、別途、実地研修を修了する必要があります。

(3) 令和6年度の研修対象

「不特定多数の者対象研修」及び「特定の者対象研修」について、受講対象事業種別を表3のとおりとしていますので、ご確認の上、お申し込み下さい。

なお、令和4年度から、在宅系サービス施設・事業所に所属している方も、不特定多数の者対象研修を受講することが可能となりました。

表3 受講可能な研修（事業種別）

分野	事業所形態	事業種別	不特定多数の者対象研修	特定の者対象研修
高齢者	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 	○	×
	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 ・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等 	○ (※1)	○
障害者	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所 ・障害児施設（医療機関を除く） 	○ (※1)	○
	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等 	○ (※1)	○

(注) ○：基本研修から受講することが可能な施設・事業所

×：研修の受講ができない施設・事業所

※1 ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性を重視したケアを行う場合には、特定の者対象の研修を受講していただきますようお願いいたします（平成23年11月21日厚生労働省事務連絡「喀痰吸引等業務の施行等に係るQ&Aについて（その2）」No.C31）。

※2 医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

3 たんの吸引等業務を実施するにあたって

(1) 従事者認定証の交付及び事業者登録の申請

業務としてたんの吸引等を実施するためには、2の研修を修了した上で、従事者認定証の交付及び事業者登録の申請していただく必要があります。(図1)

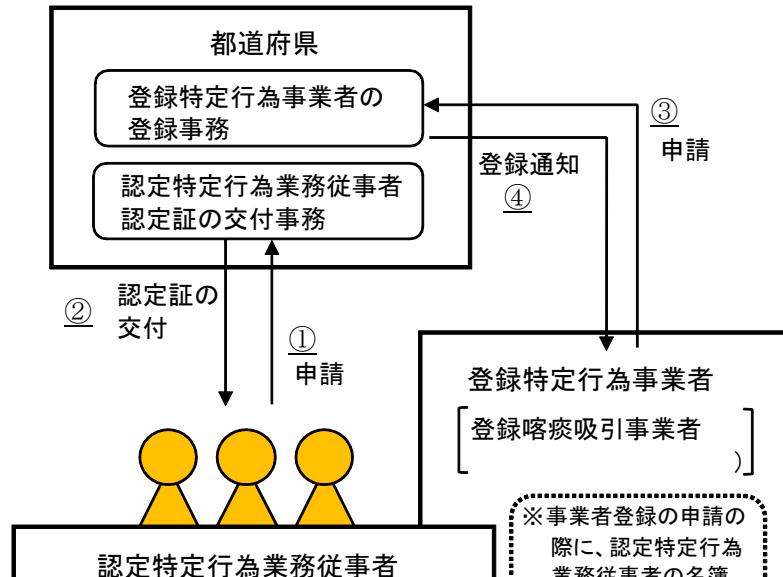


図1 従事者認定証の交付及び事業者登録の流れ

(2) たんの吸引等の業務の実施体制

たんの吸引等は、以下の図2、図3のような連携体制・提供体制での実施が必要となります。

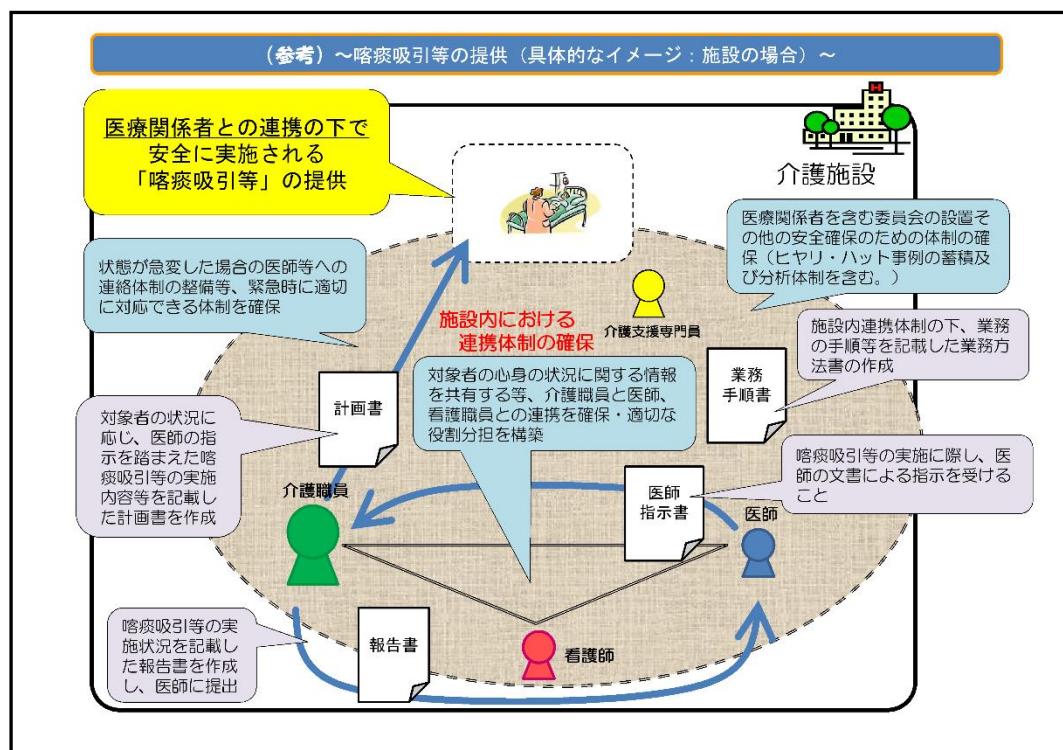


図2 たんの吸引等業務の連携体制（施設）

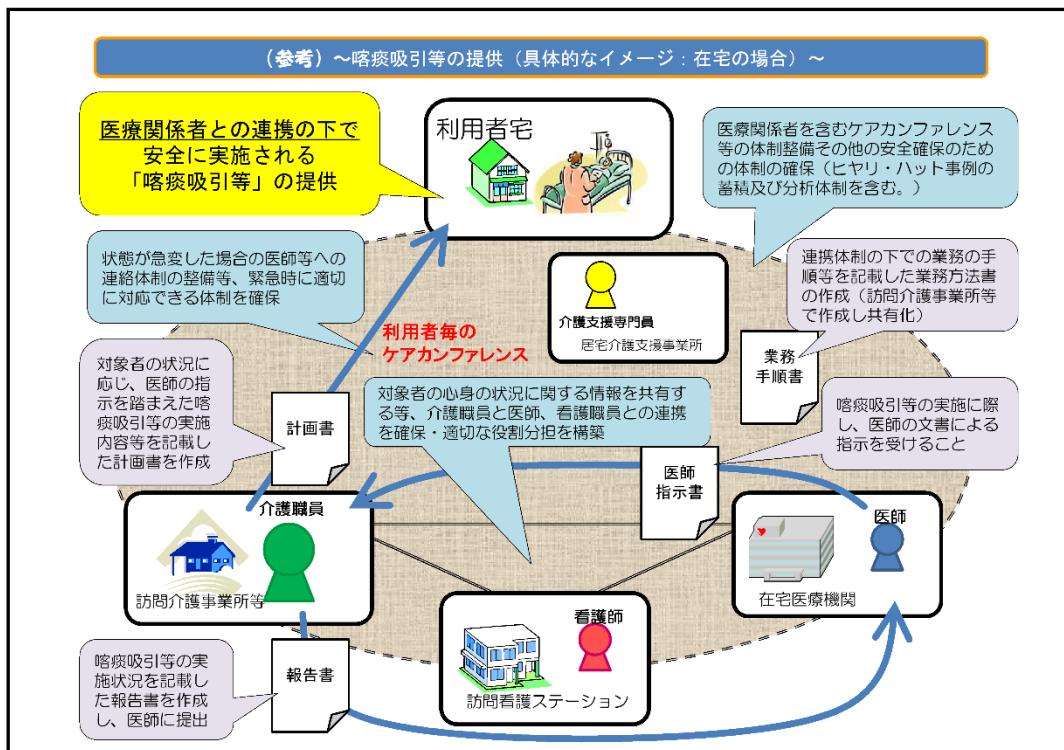


図3 たんの吸引等業務の連携体制（在宅）

出典：平成24年度 喀痰吸引等指導者講習 講義1資料 喀痰吸引等制度論
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

4 たんの吸引等の制度に関する問合せ先

【不特定多数の者対象】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護人材担当

(電話) 03-5320-4267

【特定の者対象】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

(電話) 03-5320-4579